生活困窮者自立支援制度に基づく「くらし再建パーソナルサポートセンター事業等」業務委託に関する優先交渉権者選定にかかる公募型プロポーザル募集要領

豊中市における生活困窮者を対象に、生活困窮者自立支援制度に基づく「自立相談支援事業」、「家計改善支援事業」及び「多重債務者生活相談事業」を実施するにあたって、その受託者の選定について、下記のとおり公募型プロポーザルを実施する。

記

1　業務概要

（1）事業の目的・趣旨

本事業は、生活困窮者自立支援制度に基づく事業であるが、同制度は、生活に困窮している人に対し、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図ることを目的としており、その支援については、生活困窮者の尊厳の保持を最も重要視しながら、就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況などに応じて、包括的かつ早期に実施することとしている。

これにより、豊中市（以下「市」という）においては、くらし再建パーソナルサポート事業を実施し、生活困窮者が抱える課題を早期に把握のうえ、個々の状況に応じて、日常生活、社会生活及び経済的な自立に向けた支援を、市直営と委託の業務に分担しながら展開している。

今回公募する「くらし再建パーソナルサポートセンター事業等」業務は、「生活困窮者自立相談支援事業」、「家計改善支援事業」及び「多重債務者生活相談事業」に関するものであり、市と受託者それぞれの強みを活かした支援体制を構築し、生活困窮者の自立に向けた支援を、より機能的・効果的に実施することを目的としたものである。

（2）事業内容・予算

事業概要
市に居住する相談者世帯に複合的な課題がある場合のほか、多重債務整理や住居喪失への対応など専門的な知識が必要なケースに対し、各課題に対応可能な専門家を配置し、各専門家が互いに連携のうえチームで支援を実施する。 ○生活困窮者自立相談支援事業 ○家計改善支援事業 ○多重債務者生活相談事業 **①履行期間** 令和９年（2027 年）４月１日から令和 14 年（2032 年）３月 31 日まで 契約締結の日から令和９年（2027 年）３月 31 日までの期間は、円滑な事業実施に向けた準備期間とする。

②実施日

月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く）。

③実施時間

午前 9 時から 18 時の間で 8 時間以上実施。

※相談や支援の状況によって、上記時間以外の対応が必要な場合は、適切に対応する。

④実施場所（窓口の設置場所）

提案にもとづき実施場所は市と協議して決めるものとする。

ただし多重債務者生活相談については、上記②の実施日のうち、週 3 日以上は下記の場所において実施。

≪多重債務者生活相談にかかる相談実施場所≫

大阪府豊中市北桜塚２－２－１　生活情報センターくらしかん

⑤人員体制

下記の職員を必ず配置

フルタイム（受託者の常勤職員の勤務時間に相当する時間。ただし、常勤職員の 1 日の勤務時間（休憩時間を除く。以下同じ）が 7 時間 30 分に満たない場合には 7 時間 30 分とする）に換算し括弧書きに記載の人数以上の職員を配置すること。主任相談支援員 1 名については、常勤、専任を配置すること。また、相談支援員又は家計改善支援員 1 名についても常勤、専任を配置すること。なお、上記 2 名以外についてはパートタイムでの配置を可能とするが、その場合は、配置職員の勤務時間の合計数を 7 時間 30 分で除した時に、括弧書きに記載の人数以上の職員を配置すること。

○主任相談支援員　（1 名）

○相談支援員　○家計改善支援員（相談支援員及び家計改善支援員で 6 名以上）

※必要な人員を配置し、新規相談者の待機等を発生させないよう努めること。

＜予算上限額＞

全年度合計額 220,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）。ただし、各年度の委託限度額は、下表のとおりとする。

年度	令和 9 年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）	令和 12 年度（2030 年度）	令和 13 年度（2031 年度）
金額	40,050,000 円	41,989,000 円	44,052,000 円	46,218,000 円	48,491,000 円

※ 全て消費税及び地方消費税を含む。

2　応募（参加）資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たす者とする。なお、企画提案書提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を認めない。

＜資格要件＞

（1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

（2）本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

（3）本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

（4）会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

（5）平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

（6）平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

（7）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

※なお、応募者は、プロポーザルの実施時点では市の業者登録をしていなくてもよいこととするが、優先交渉権者となった場合には、契約締結までに同登録を行うものとする。

3　日程

項目	日程・期限
募集要領の公表及び募集開始	令和 8 年(2026 年)11 月 9 日(月)市ホームページに掲載

質問の受付 （電子メールのみ）※１	令和８年(2026年)11月18日(水)正午必着
質問の回答	令和８年(2026 年)11 月 25 日(水)市ホームページに掲載
企画提案書提出期限 （持参又は郵送）	令和８年(2026年)12月９日(水)17時15分必着
第1次審査 （書類審査）	令和８年(2026年)12月15日(火)までに実施　※２
第2次審査 （プレゼンテーション）	令和８年(2026年)12月24日(木)を予定 （場所等は企画提案書類受付確認後に事業者宛て通知）
審査結果の通知	令和９年（2027 年）１月上旬発送予定
委託契約の締結予定日	令和９年（2027 年）２月上旬予定

※１　事業者名、担当者名を明記の上、様式自由。

※２　応募事業者が４者以上あった場合のみ実施する。

4　応募手続き等

（1）提出書類の種類と部数

No.	様式名	様式
①	プロポーザル参加表明書 共同企業体にて応募する場合は応募グループ名を記入し様式１－２及び様式１−３を提出すること。	様式１
②	業務提案書（業務内容、業務場所等を含む） ※提案課題の内容については、【別紙】に記載の事項を必ず提案すること。また、５（２）の評価項目にて採点することをふまえて提案書を作成すること。 ※業務場所については、可能であれば、平面図や写真など施設の状況がわかる書類を添付すること。	任意 Ａ４判
③	見積書【様式２】（税別で記載すること） ※令和９年度から令和 13 年度迄の総額がわかるように記載すること。 ※内訳書【様式２-②】（人件費、経費など見積書金額の積算根拠を明示すること。また、年度毎に「生活困窮者自立相談支援事業」と「家計改善支援事業」及び「多重債務者生活相談事業」に分けて作成すること。）	様式２ 様式２-②
④	関連業務等実績調書	様式３
⑤	業務実施体制（配置する支援員の人数、各支援員の資格の保有状況、厚生労働省や府等が実施する生活困窮者支援にかかる研修の受講状況、生活困窮者支援等の経験年数を必ず記載すること）	任意 Ａ４判
⑥	団体の概要	任意
⑦	直近１カ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）	任意
⑧	入札参加停止措置等状況調書	様式４

※　正本１部、副本５部とする。

※　本事業の対象経費は、人件費及び事業に必要となる諸経費（報償費、旅費、印刷製本費、光熱水費、会議費、広告料、手数料、委託料、使用料及び賃借料、事務用品費、消耗品費、通信運搬費、保険料等。備品購入費は不可。）とする。

※　当該事業以外の用途（他の補助事業や自主事業等）にも使用する共通的な経費は、当該事業に係る経費のみを按分して適切に算出すること。当該事業のみで使用することが特定・確認できないものや、当該事業の経費のみを明確に区分して算出できないものについては、経費の対象外とする。

※　事業の再委託（相談者の自立支援にとって最適な外部機関につなぐことを除く。この場合にあっては、相談者の同意を得ることを原則とする。）は原則禁止する。再委託を必要とする場合は、再委託が必要な理由と再委託内容が分かる資料を提出すること。

（2）提出期限

令和８年(2026 年)12 月９日(水)17 時 15 分必着

※提出書類の分割提出は認めない。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。

（3）提出方法

持参（土日及び時間外は受け付けない)、郵送・宅配便のいずれかとする。

※郵送・宅配便により提出する場合は、事務局に対し、提出書類の到達を確認すること。

（4）提出書類の取り扱い

提出書類は、いかなる場合でも返却しない。

提出書類の作成及び提出等に係る費用は提出者の負担とする。

5　選定方法

（1）審査方法

・市職員で構成する審査委員会を設置し、応募数に応じて、書類審査並びにヒアリング及びプレゼンテーション審査を行う。

・応募事業者が４者以上あった場合のみ、事前に第１次審査（書類審査）を行い、上位３者を対象に第２次審査（ヒアリング及びプレゼンテーション審査）を実施する。

・応募者が３者以下の場合は、書類審査は行わず、第２次審査から実施する。

ヒアリング及びプレゼンテーション審査の採点は委員の合議により行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。ただし、審査の結果、全体配点の50%未満の提案者は、順位が１位の場合であっても優先交渉権者としない。なお、得点が同じ場合は、当委員会として最終合議のうえ審査結果を確定する。

＜第２次審査（ヒアリング及びプレゼンテーション）について＞

- 日時：令和８年(2026年)12月24日(木)を予定　※詳細は、提案者に別途連絡する。
- 発表時間：40分（各提案者につき20分以内のプレゼンテーションの後、質疑・応答とする。）
- 企画提案書の内容に変更がなければ、企画提案書を抜粋した資料やサンプル画面投影しての説明も可とする。ただし、説明時には企画提案書の何ページ記載されている事項かわかるように説明すること。
- プレゼンテーションは、本事業に携わる業務責任者又は担当者が行うものとし、出席者は担当者を含め３名以内とする。

（２）評価項目

項目	配点	備考
提案内容	53 点	本業務に取り組む際の基本姿勢について
		本業務の企画、実施に関する提案内容及びその実現性について
		その他（実施上の課題及び課題を解決する提案等上記以外で貴者が提案したい事項等、家計管理や債務に関する課題を抱えている人の相談の増加に対する対応策について提案）
実績	10 点	同様の事業の実績 （例）生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業や家計改善支援事業、多重債務者生活相談事業の受託実績等
支援体制	27 点	本業務を実施するための人員体制について （人材の確保・育成・定着）
見積金額	10 点	

※公募開始日から過去３年以内に処分歴などがある場合は、内容に応じて減点する。

（３）審査結果の通知

審査結果は、令和９年(2027 年)1 月上旬に郵送又は電話にて通知する。

なお、豊中市と仕様並びに価格等協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、優先交渉権者の通知をもって本業務の受託を約するものではない。

（４）審査結果の公表

審査結果の通知後、市のホームページにおいて結果公表を行う。公表内容は次のとおり。

・件名
・履行期間
・受託候補者（事業者名・所在地・代表者・提案金額）
・公募及び審査経過（公募経過・応募団体・審査経過・選定委員会の構成）
・選定理由

・採点結果
・担当課
・その他（受託候補者と最優秀提案者とが異なる場合は、その理由）
※応募が２者であった場合は、次点者の採点結果の合計点は公表しない。

6　提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。
（１）提案内容に虚偽の記載を行った場合
（２）提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
（３）提出書類に不備がある場合（提出書類の追加や分割提出も認められません。）
（４）企画提案書受領から契約締結日の間に、豊中市から入札参加停止措置を受けたもの
（５）プレゼンテーション審査に欠席した場合
（６）提案に関して談合等の不正行為があった場合
（７）選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合
（８）見積金額が提案上限額を超えた場合
（９）他の提案者と応募提案の内容について相談を行ったとき
（10）選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示したとき
（11）その他、募集要領の内容に違反した場合
（12）委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

7　契約について

（１）契約交渉は、最優秀提案者と行い、交渉が合意に至った後、企画提案書の提案内容を基に、豊中市と協議の上、業務内容等を確定し、その提案者と随意契約を締結する。なお、当該提案者との契約交渉が不調に終わった場合は、次点の提案者と契約交渉を開始する。
（２）交渉の際、所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記載の上、見積書（紙）を提出すること。なお、押印は省略可とするが、本件責任者及び担当者の氏名・連絡先（電話番号）を必ず記載すること。
（３）契約保証金については、原則現金の納付によることとする。ただし、提案者について豊中市財務規則第 110 条の規定を適用できる場合、または同提案者が同規則第 120 条で規定する有価証券のほか、市長が確実と認める金融機関の保証の提供をもって代える場合を除く。

＜契約保証金の納付をする場合＞

契約金額の 100 分の 5 に相当する額以上を豊中市に納めること。

＜履行保証保険の契約をする場合＞

契約金額の 100 分の 5 に相当する額以上を保証金額として、保険会社との間に豊中市を被保険者とする履行保証保険契約を締結すること。

（４）契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合、契約締結をしないことがあるほか、本市が被った損害について、損害賠償を求めることがある。
（５）提案者が、提案参加申込書提出時点で豊中市の入札参加資格登録業者でない場合、当該提案者は、契約締結前に豊中市財務規則第 90 条の 4 第 1 項に規定する書類を提出し、原則として同資格の認定を受けるものとする。
（６）令和９年（2027 年）３月 31 日までに前期事業者から事業の引継ぎ等を行うこと。

8　留意事項

（１）審査委員会の構成員、提案者名簿等の内容についての質問は一切受け付けない。
（２）提出された書類は返却しない。
（３）企画提案書の著作権は、本業務の提案募集の審査結果が確定するまでの間は提案者に帰属する。提出書類等は事業者選定にのみ利用し、他の目的には使用しない。また、企画提案書類等は、豊中市情報公開条例（平成 13 年豊中市条例第 28 号）に定めるところにより、不開示情報を除き、公開される場合がある。
（４）審査結果後に本募集要領及び仕様書の内容等に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。また、審査結果に対しても異議を申し立てることはできない。
（５）本案件の提案者に対する参加報酬はない。
（６）応募書類提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに下記事務局まで連絡するとともに、文書で豊中市長あてに通知（様式任意）すること。なお、取り下げによる不利益な取り扱いはしない。

9　事務局（問い合わせ先）

〒560-0022　　豊中市北桜塚２－２－１（生活情報センターくらしかん）
豊中市市民協働部くらし支援課　　担当：尾﨑、清水、山内
TEL 06-6858-6871　FAX 06-6858-5095
E-mail roukai@city.toyonaka.osaka.jp